

◆柏市甲状腺超音波(エコー)検査判定結果

問合わせ先 [柏市保健所 総務企画課](#) / 電話:04-7167-1255 / 更新日 2015年11月17日(火)
 柏市では、平成27年7月より、甲状腺超音波(エコー)検査による費用の一部を助成しています。これまでに測定を受けた方の結果をお知らせします。平成27年7～9月分測定結果に関するお問い合わせが多く寄せられたため、「よくある質問」を掲載しました。「よくある質問」はこちらをご覧ください。[\(補足\)甲状腺超音波\(エコー\)検査測定費用の助成制度についてはこちらをご覧ください。](#)

甲状腺超音波(エコー)検査測定結果(平成27年7月1日～平成27年10月31日)

判定	内容	今後の対応	人数 (補足)()はうち女性
A1	結節(しこり)やのう胞(液体が入っている袋のようなもの)は認められませんでした。	経過観察不要	73(37)
A2	結節(5.0ミリメートル以下)またはのう胞(20.0ミリメートル以下)を認めましたが、日常生活に支障はありません。	経過観察不要	108(55)
B	結節(5.1ミリメートル以上)またはのう胞(20.1ミリメートル以上)を認めたもの	経過観察	7(4)
C	甲状腺の状態などから判断して、二次検査が必要なもの	経過観察又は専門病院紹介	11(9)
合計			199(105)

(補足) C判定については、結節やのう胞に限らず、比較的よく見られる甲状腺の疾患が疑われる場合も含まれます。必要な方が二次検査が受けられるように判定の対象としています。

甲状腺超音波(エコー)検査測定結果・年齢区分別一覧

(平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日)

判定	年齢区分 (補足)はうち女性					
	幼児(3歳児 以上入学前)	小学生	中学生	高校生相当	高校卒業程度	合計
A1	22(11)	36(17)	7(4)	3(1)	5(4)	73(37)
A2	17(9)	63(29)	13(6)	9(7)	6(4)	108(55)
B	0	5(2)	0	0	2(2)	7(4)
C	3(2)	6(5)	0	1(1)	1(1)	11(9)
合計	42(22)	110(53)	20(10)	13(9)	14(11)	199(105)

よくある質問

Q1 C判定が福島県「県民健康調査」と比べて多いのはどうしてですか。

C判定につきましては、結節やのう胞に限らず、比較的よく見られる甲状腺の疾患が疑われる場合も含まれます。確実に二次検査が受けられるように判定の対象としたため多いと考えられます。現時点では最終的な結果は出ておらず、福島県「県民健康調査」と単純に比較できるものではありません。また、現時点ではがんと診断された方はいません。今後も継続的な調査をし、結果につきましては、まとまり次第、ホームページ等で公表していく予定としています。

Q2 A2判定を経過観察しないのはどうしてですか。

A2判定につきましては、のう胞については良性であること、また、結節についても微小であること、検査機器の精度が向上したことによってようやく見つかるようになったものであり、そのほとんどは良性であること、今後すぐに大きくなっていく性質にないこと等から、今般の検査における経過観察対象には設定しないと判断しました。

Q3 所見、診断内容は公表しないのですか。

この検査は一次検査(スクリーニング検査)をしているものです。検査の結果、より詳しく確認いただくために二次検査を受けていただくものです。

Q4 比較的良好に見られる甲状腺の疾患にはどのようなものがありますか。

単純性甲状腺腫

思春期頃の若い女性に多く見られます。甲状腺機能に明らかな異常はありません。

腺腫様甲状腺腫

甲状腺に大小さまざまな結節が多発し、全体的に腫れます。

バセドウ病

甲状腺ホルモン過剰により、動悸、頻脈、疲れやすさ、指のふるえ、眼球突出等の症状を呈します。女性に多い傾向があります。

橋本病

甲状腺ホルモン不足により、寒がり、動作緩慢、皮膚の乾燥、便秘等の症状を呈します。女性に多い傾向があります。

参考

福島県「県民健康調査」検討委員会

- [県民健康調査における中間とりまとめ\(案\) \(平成 27 年 8 月 31 日開催\)](#) (外部サイトの PDF ファイルが開きます)

環境省総合環境政策局

- [東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ\(平成 26 年 12 月 22 日公表\)](#) (外部サイトの PDF ファイルが開きます)

たしろです。

きょう、ネットメールを通じて以下のことがわかりました。茨城県委員会副委員長にも聞いた。

これまで国は、福島県外での甲状腺検査は行う必要がないと言い、鈴木元さんもそう言っていました。

しかし、北茨城市が平成25年9月～26年3月、平成26年4月～27年3月に行った子ども甲状腺検診、3471万9000円を、市長が国に要求したところ、国は、平成27年3月2日付で予算措置を決定、3500万円を交付した。

さらに、共産党茨城県委員会、各市町村自治体共産党が11月19日に各省庁へ予算要求した際、総務省との交渉で、同省自治財政局財政課制度係長の江戸将志氏は「子ども甲状腺検査は、震災復興特別交付税枠の『原発事故関係』の『子どもの生活支援等』に該当する。今後の甲状腺検査についても利用可能。他市町村でも該当する。さかのぼっての申請も受け付ける。」と、答弁した。というもの。

この制度は、震災後5年間だったが、さらに5年の延長が決まっている。栃木でも要求できるもの。添付資料参照のこと。ただし金額は、私が書いたものが正しい。

11月26日 2015年 共産党かばさわ千葉市議ブログ

甲状腺検査への国の予算措置を総務省が明言！

北茨城市の鈴木やす子市議より重要な情報を寄せていただきました。11月に日本共産党茨城県委員会との政府交渉で総務省へ甲状腺検査費用を支援を求めたところ、震災復興特別交付税枠の原発事故関係のうち「子どもの生活支援等」に該当するということで利用可能であり、他市町村でも利用可能であると明言があったということです。福島県だけでなく、茨城県での甲状腺検査を国が予算措置、他市町村でも適用可能となると健康調査が進む可能性は高まります。確かなことは、福島県で放射能は止まってません。千葉市も311以後、水道水からセシウム、ヨウ素が検出をされました。岡山大学の津田敏秀教授は朝日新聞のインタビューにおいて「予想される甲状腺がんの大発生に備えた医療体制の充実が必要だ」と語っています。予防原則の視点に立って市民の願いによりそい行政も独自に甲状腺検査を進めて国を動かしていかなければなりません。

ちなみに、北茨城市では、平成24・25年度に震災当時ゼロ歳～18歳の子どもたち4777人の甲状腺検査を集団健診の形で約3700万円ほどかけて実施し、甲状腺がんが3名と診断されました。本事業の予算ははじめは一般財源からの持ち出しでしたが、震災復興特別交付金の原発事故関連の「子どもの生活支援等」に該当するのは、ということで申請し、昨年度末に決定通知がきて、約3500万円が国により予算措置されたということです。

北茨城民報

日本共産党
北茨城市委員会
磯原町豊田1030-2

毎週 日曜日 発行

市政報告

ご相談は
お気軽に

市議会議員
鈴木やす子
42-2462

日本共産党茨城県委員会が政府交渉

甲状腺検査への国の予算措置を明言

11月19日、日本共産党茨城県委員会と共産党の県内自治体議員による省庁交渉がもたれました。この交渉団の一員として北茨城市から参加した鈴木やす子市議は、福島原発事故による健康不安からの子どもたちの甲状腺超音波検査への国の予算支援を要望しました。

当市で実施した子どもたちの甲状腺超音波検査（1回目）の経費については、後付けでしたが、国からの予算が充てられました。これは、震災復興特別交付税枠の「原発事故関係」のうち「子ども生活支援等」に該当するといふものです。震災後5年間の措置でした

が、さらに5年間の継続も決まっています。

今後の甲状腺検査についても国の支援を求めた鈴木市議の発言に、総務省自治財政局の答弁として、利用可能であることを明言しました。あわせて、他市町村でも該当するし、さかのぼっての申請も受け付けるとの答弁を引き出しました。

なお、北茨城市では、ごみ焼却施設の改修・新設の計画があります。これへの国の助成については「循環

【北茨城市甲状腺超音波検査事業の実施結果について】

北茨城市では、平成25・26年度の2年間で「甲状腺超音波検査事業」を実施いたしました。（事業費：37,173千円）

対象者は、福島第一原子力発電所の事故当時、0歳から18歳までの市民であり、平成25年度は、そのうち0歳から4歳までのお子さんを対象に検査を実施、平成26年度は、それ以降のお子さん達の検査を実施いたしました。

今回、その検査結果について、専門家や医師を含む委員で構成された「北茨城市甲状腺超音波検査事業検討協議会」より、

- ① 検査は「スクリーニング検査」であり、通常健康診断と同様、一定の頻度で「要精密検査」、「がん」と診断される方がいらっしゃることに
- ② 平成26年度の精密検査の結果、3名が甲状腺がんと診断されたことに
- ③ この甲状腺がんの原因については、放射線の影響は考えにくいことなどの報告がありました。

平成25年・26年度 甲状腺超音波検査実績

年度	生年月日	事故当時年齢	対象者数	受診者数	実施割合	受診者性別		結果（判定）							
						男	女	A1 （異常なし）		A2 （経過観察）		B （要精密検査）		C （至急要精密検査）	
								人	%	人	%	人	%	人	%
平成25年度	平成18年4月2日～平成23年4月1日	0歳～4歳	1,548	1,184	76.5%	590	594	774	65.4%	399	33.7%	11	0.9%	0	0.0%
平成26年度	平成4年4月2日～平成23年4月1日 ※うち0歳～4歳は昨年度未受診者	0歳～18歳	6,151	3,593	58.4%	1,811	1,782	1,746	48.6%	1,773	49.3%	72	2.0%	2	0.0%
合計			7,699	4,777	62.0%	2,401	2,376	2,520	52.8%	2,172	45.5%	83	1.7%	2	0.0%

※全ての受診者又はその保護者に対し、事前説明会により、放射線の影響、検査目的、検査方法、判定基準などの説明を実施しました。

要精密検査（B・C判定）となった方には、職員が個別訪問し、精密検査についての説明を行いました。

今後、2回目の検査を実施予定。実施時期は医師や専門家の意見も踏まえて検討します。

11月19日茨城の省庁交渉

「放射能被害への対策に関連して、子どもの健康調査の実施を求める」

質問と回答（録音データおこし）

要望書項目

北茨城市でも、放射能ブルームがながれました。市民の不安に応えるため、平成24・25年度には、市独自で当時18歳以下の子どもたちを対象に「甲状腺超音波検査」を行いました。この検査費用については、本年度になって復興特別交付税で国費を充てることができました。しかし、今後の保障はありません。福島県での健康調査の結果からみても継続検査は必要であり、北茨城市当局も実施の方向です。厚労省の疫学調査での指摘にもあるように、福島の隣県である茨城県でも国の責任で健康調査を行う必要があると考えます。住民の不安も根強くあるなか、せめて実施する意向のある自治体の今後の検査費用についても、国の支援を行うよう強く求めます。

回答 総務省自治財政局財政課制度係長 江戸将志氏

総務省財政課の江戸と申します。子どもに対する甲状腺超音波検査の関連でご要望をいただいております。これまでの対応ですけれども、被災団体が実施されます甲状腺超音波検査、子どもの健康管理を支援するために行う放射能測定の実施における経費等につきましては、これまでも震災復興特別交付税で措置をしてきたところでございます。今後の取り扱いについてでございますけれども、平成28年度以降の取り扱いについては、6月に会議が開催されまして、その場でこういった甲状腺超音波検査含めた事業を実施する場合におきましても引き続き震災復興特別交付税を基本的に継続するとしてとところでございます。

質問 北茨城市議会議員 鈴木康子

お隣はすぐ福島県です。国が福島県以外はやらないということで、うちの市では専門家と市民代表で協議会をつくって、健康調査をやるかどうか2回～3回の会議をもって検討しました。やる、やらない、やるとしたらどういう方法かと侃侃諤諤やりました。行政の判断としては、市民の不安がとても大きいということで、集団検診で、結果的には希望者ですけれども、18歳以下の子を全員対象にして行いました。それは自治体の率先したやり方として、いくらかかってもいいからやるという行政の判断がありました。本来だったら国がやるべきだと私も強く思います。30^{キロ}圏や一つの県で区切られる話ではありません。放射能ブルームは県境で止まるわけではありませんから、さきほどの図の通りです。

今回北茨城市がやって、震災復興特別交付金で結果的にはできました。でもうちの市の行政職員も今回の場合はあたらないのではないかとということでちょっと躊躇したようなんですが、県職員からのアドバイスもありまして、申請をしたところ、原発事故関係子どもの生活支援等ということで該当するというので総務省から昨年度決定されて復興特別交付

金で手当てされました。これ自体は結構なことだと思います。さきほど、これについては継続も可だということで、お金が出ると理解してよろしいのですか。それで、他の県内自治体でもうちほどキッチリやったところは少ないかと思えますけれども、いくつかやっています。そしたらこの項目に該当するかどうか。もし該当するなら、さかのぼってお金がでるかどうか。この点をお伺いしたいと思います。

回答 総務省自治財政局財政課制度係長 江戸将志氏

震災復興特別交付税についてご質問がございました。これは平成23年度に創設されまして、子どもの健康調査等に要する経費につきましては平成24年度から措置を講じてきているところでございます。北茨城市さんからは甲状腺超音波検査につきまして、昨年度報告がありまして、それについては、震災復興特別交付税で措置をさせていただいております。また、どこの団体か即答することはできかねますが、他の団体からも、こういう超音波検査についてですね、あがってきておりまして、それについても震災復興特別交付税措置をしているところでございます。今後の取り扱いにつきましても、基本的に継続するという形にしてございますので、団体からのこういった申請があった場合には、措置をすることになります。

質問 竹内哲郎党県副委員長

北茨城は何年分を交付税措置したのですか。私が把握している限りでは、平成26年度分でございます。

回答 江戸将志氏

平成26年度に申請があり、過年度の分も含めてということでございます。
(北茨城市の場合、25年度11、290千円。26年度分23、429千円。平成27年度3月2日付けで交付)

質問 竹内（交渉後、電話での問い合わせ）

基本的に継続するとは、何年続くのか。どこの市町村でも子どもの健康調査を実施すれば、交付税措置されるのか。放射能濃度が関係するのか。

回答 江戸将志氏

復興特別交付税は、復興集中期間（23年から27年）が終わり、現在延長期間（28年から32年）になっています。延長期間中は基本的に継続されます。放射能濃度は関係ありません。特定被災地方公共団体（茨城県内は、36市町村）であれば対象になります。さかのぼることについては財政との関係があります。

平成25年度 日光市甲状腺検査結果報告

I. 一次検査

1. 検査期間 平成26年1月18日(土)～2月16日(日)
※7日間実施
2. 検査対象者数 13,887人
※平成4年4月2日～23年4月1日生の市民
(東日本大震災当時 0歳～18歳)
3. 検査申込者数 2,418人
4. 受検者数 1,713人(対象者の12.3%、申込者の70.8%)
5. 検査判定基準 甲状腺超音波検査判定基準表 (公財) 栃木県保健衛生事業団

判定結果		判定内容	解説(日光市甲状腺検査における考え方)
A	A1	結節やのう胞を認めなかったもの	
	A2	5.0mm以下の結節や 20.0mm以下ののう胞を認めたもの	左記の基準に合致し、かつ悪性病変としての所見を全く認めないもの。
B		5.1mm以上の結節や 20.1mm以上ののう胞を認めたもの	①結節、のう胞を認め、その大きさが基準をみたくも。 ②①以外のサイズの病変であって、わずかでも精密検査が必要と考えられる病変。 ③超音波画像上、病変か否か確認できないが、精密検査機関での経過観察、もしくは精査が必要と考えられるもの
C		甲状腺の状態等から判断して、直ちに精密検査を要するもの	①臨床的に急を要する症例。 ②悪性腫瘍が疑われ、確実に精密検査を受診すべき症例。

※判定を行った栃木県保健衛生事業団では、B、Cの判別についてはより安全を重視して、結節(※しこり)やのう胞(※体液の貯まった袋状のもの)が基準以下であっても、わずかでも精密検査が必要と考えられるものはB判定とし、確実に精密検査を受診してほしい症例をC判定とした。

6. 検査結果

判定結果		判定内容	人数(人)		割合(%)	
A	A1	結節やのう胞を認めなかったもの	789	1,692	46.1%	98.8%
	A2	5.0mm以下の結節や 20.0mm以下ののう胞を認めたもの	903		52.7%	
B		5.1mm以上の結節や 20.1mm以上ののう胞を認めたもの	18		1.0%	
C		甲状腺の状態等から判断して、 直ちに精密検査を要するもの	3		0.2%	
合計			1,713		100.0%	

7. 検査結果評価

判定結果	日光市		青森県弘前市		山梨県甲府市		長崎県長崎市		福島県		
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
A	A1	789	46.1	670	41.1	404	29.6	779	56.9	73,393	54.7
	A2	903	52.7	939	57.6	947	69.3	582	42.5	59,746	44.6
B		18	1.0	21	1.3	15	1.1	8	0.6	934	0.7
C		3	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
(計)		1,713	100	1,630	100	1,366	100	1,369	100	134,074	100

(出典) 環境省「福島県外3県における甲状腺有所見率調査結果について」(報道発表資料) 2013. 3. 29

第11回福島県「県民健康管理調査」検討委員会資料 2013. 6. 5

「福島県では、C判定は1人、要精密検査率0.7%です。日光市では、B判定の中でも、大き目の結節は必ず検査してほしいとの意図からC判定とし、B判定と合わせた要精密検査率は1.2%でした。要精密検査率は、青森県では1.3%、山梨県では1.1%、長崎県では0.6%で、日光市は、青森や山梨とほぼ同じといえます。」

(検査結果説明会講師—自治医科大学医学部臨床検査医学教授 谷口信行氏)

平成26年度 日光市甲状腺検査結果報告

1. 検査期間 平成26年8月1日(金)、18日(月)、21日(木)
平成27年1月10日(土)、11日(日)、25日(日) ※計6日間実施
2. 検査対象者数 13,786人(平成4年4月2日～23年4月1日生の市民—東日本大震災当時 0歳～18歳)
3. 受検者数 1,311人(対象者の9.51%) ※内、平成25・26年度と経年で受診した人数—255人
4. 検査結果

判定結果	判定内容	解説 (日光市甲状腺検査における考え方)	H26		H25		合算	
			人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
A	A1 結節や嚢胞を認めなかったもの		641	48.89	789	46.06	1,310	47.31
	A2 5.0mm以下の結節や 20.0mm以下の嚢胞を認めたもの	左記の基準に合致し、かつ悪性病変としての所見を全く認めないもの。	651	49.66	903	52.70	1,420	51.29
B	5.1mm以上の結節や 20.1mm以上の嚢胞を認めたもの	① 結節、のう胞を認め、その大きさが基準をみたすもの	7	0.53	15	0.88	22	0.79
	結節・のう胞の大きさはA基準であるが、形状や機能障害の疑いから、B判定としたもの	② ①以外のサイズの病変であっても、わずかでも精密検査が必要と考えられる病変 ③ 超音波画像上、病変か否か確認できないが精密検査機関での経過観察、もしくは精査が必要と考えられるもの	11	0.84	3	0.18	13	0.47
C	甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの	①臨床的に急を要する症例。 ②悪性腫瘍が疑われ、確実に精密検査を受診すべき症例。	1	0.08	3	0.18	4	0.14
計			1,311	100	1,713	100	2,769	100

※判定を行った栃木県保健衛生事業団では、B、Cの判別についてはより安全を重視して、結節(しこり)やのう胞(体液の貯まった袋状のもの)が基準以下であっても、わずかでも精密検査が必要と考えられるものはB判定とし、確実に精密検査を受診してほしい症例をC判定とした。
※平成25・26年度経年受検者255名は、全員がA判定であった。

※平成25・26年度ともに受検した方は、26年度結果のみ掲載。

5. 検査結果評価

「日光市では、B判定の中でも、大き目の結節は必ず検査してほしいとの意図からC判定とし、B判定と合わせた要精密検査率は1.45%でした。要精密検査率は、青森県では1.3%、山梨県では1.1%、長崎県では0.6%で、日光市は、青森や山梨とほぼ同じといえます。」

(検査結果説明会講師－自治医科大学医学部臨床検査医学教授 谷口信行氏)

環境省「福島県外3県における甲状腺有所見率調査結果について」(報道発表資料)2013. 3. 29

		青森県弘前市		山梨県甲府市		長崎県長崎市	
判定結果		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
A	A1	670	41.1	404	29.6	779	56.9
	A2	939	57.6	947	69.3	582	42.5
B		21	1.3	15	1.1	8	0.6
C		0	0.0	0	0.0	0	0.0
(計)		1,630	100	1,366	100	1,369	100